

◇地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

納付金の納付期限を知事が別に定める日にしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第13条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。